

独立行政法人水産大学校の中期目標

序文

独立行政法人水産大学校（以下「大学校」という。）は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的として平成13年4月1日に設立された。

平成13年6月に水産基本法（平成13年法律第89号）が制定され、その基本理念として「水産物の安定的供給」と「水産業の健全な発展」が掲げられた。大学校はその実現に向け、水産基本計画（平成14年3月26日閣議決定）等を踏まえた上で、その一翼を担うものとして水産業及びその関連分野への有為な人材の供給に努めてきたところであり、引き続きこれらの分野で活躍できるよう水産に関する幅広い見識と技術を身に付け、創造性豊かで水産現場での問題解決能力を備えた人材の育成を目指すものとする。

このため、大学校は、実学に立脚し、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応するとともに、諸分野が総合的・有機的に関連する水産業・水産学の特徴を踏まえた総合的な教育を実施するものとする。なお、第2期中期目標期間において、真に必要な水産業を担うための人材の育成に係る学理及び技術の教授及び研究に重点化する等により、農林水産省所管の独立行政法人として存置されている意義を明確化し、大学校の独自性をさらに発揮するものとする。

第1 中期目標の期間

大学校の中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比3%の削減を図るほか、業務経費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1%の削減を行う。

また、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

1 運営の効率化

トップマネジメントの下、迅速かつ的確に業務の改善等を行える体制を整備する等により、大学校運営の効率化を図る。

業務の運営状況及び成果について外部の者を加えた評価を実施し、その結果を独立行政法人評価委員会の評価と併せて業務運営に適切に反映させる。

2 業務の効率化

「水産業を担う人材の育成を図る」との設置目的への十分な対応を意識しつつ、水産業、国民生活等への社会的貢献を図る観点から、教育研究活動に関して自己点検を実施し、その結果を業務に反映させる。

また、職員の資質の向上と業務の活性化を図るため、職員に積極的に研修等をさせるとともに、人事交流を行う。

職員の業績評価を行い、その評価結果を教育研究資金の配分、処遇等に反映させる。

事務処理の迅速化、簡素化、文書資料の電子媒体化等による業務の効率化を行うよう努めるとともに、可能なものについては、業務の質に留意しつつ、コスト比較等を勘案し極力アウトソーシング等により効率化を図る。

さらに、教育研究の高度化、効率化に対応するため、施設、船舶、設備等の整備改修等を計画的に行う。練習船については、専攻科の見直し内容や練習船の更新時期等を十分踏まえ、大学校の任務・役割にふさわしい練習船の体制について検討を行いつつ、実習生定員に対する乗船実績、教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用を行う。

また、水産施策を推進する上で必要とする船舶を有する独立行政法人水産総合研究センター及び水産庁との連携を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 水産に関する学理及び技術の教育

水産に関連する分野を担う有為な人材を供給するため、本科、専攻科及び研究科において、広く全国から意欲ある学生を確保し、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応した幅広い見識と技術を身に付けさせ、創造性豊かで水産現場での問題解決能力を備えた人材の育成を図る。

(1) 本科

本科では、水産全般に関する基本的な知識の上に各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。

この場合、諸分野が総合的・有機的に関連する水産業・水産学の特徴にかんがみ、低学年での動機付け教育から高度の専門教育までを体系的に実施するとともに、乗船実習等の実地体験型教育の充実を図りつつ、最新の行政・産業ニーズ等の動向を的確に反映した教育を実施する。

(2) 専攻科

専攻科では、船舶運航及び船用機関に関する精深な専門知識と高度の専門技術についての教育を行い、上級海技士の資格とともに水産業を担う船舶運航技術、漁業生産管理技術、船用機関技術、水産機械関連技術等を兼ね備えた、水産系の海技士として活躍できる人材を育成する。

その際、ほぼすべての学生が三級海技士試験等に合格するよう努めるとともに、二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指すものとする。

意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図るため、本科において、必要な教育・指導に努めるとともに、推薦入試制度等の点検・所要の充実を図る。また、社会経済情勢や人材需要の見通しを踏まえ、定員を縮小する方向で適切な規模に見直すものとする。

さらに、中期目標期間における定員充足状況、他の大学の特設専攻科における定員充足状況等水産業における海技免許取得ニーズの動向及び大学等他の機関との役割分担等を踏まえ、抜本的見直しについて検討する。

(3) 水産学研究科

水産学研究科では、本科又は大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、さらに専門性の高い知識と研究手法に関する教育・研究を行い、水産業・水産行政・調査研究等において、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成する。

2 水産に関する学理及び技術の研究

(1) 教育対応研究

水産に関する学理及び技術の教育に資する研究を推進する。

(2) 行政・産業対応研究活動

教育への反映とともに、行政・産業への貢献につながる研究活動を推進する。

(3) 共同研究等の推進

大学校の教育研究活動充実の一環として、国、地方公共団体、水産団体、大学、民間企業等との共同研究等を実施する。

(4) 研究活動充実のための措置

研究活動の充実に必要なインセンティブ向上等のための措置を講ずる。

3 就職対策の充実

大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取組を充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。

4 教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等

(1) 行政との連携

大学校は、水産業を担う人材の育成を図るため水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことから、行政機関との密接な連携を図り、水産業・水産政策の重

要課題に的確に対応する教育研究成果の活用等を通じて行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力する。

(2) 業務の成果の公表・普及

水産業界や行政、試験研究、国民一般等に活用されるよう、教育研究成果の情報発信等の充実を図る。

(3) 研修

我が国漁業者、水産関係に従事する公務員等の水産関係者への教育研修を行うとともに、水産先進国として諸外国の水産関係者への研修等を実施する。

(4) 公開講座等の実施

大学校の教育研究成果の普及を通じ、水産に対する理解の促進を図るため、広く国民一般を対象とした公開講座等を開催する。

(5) その他活動の推進

国内外の大学・試験研究機関等と連携・協力をを行い、大学校が実施する教育研究の深化とレベルアップに努める。また、行政機関への助言、学会活動への協力等の社会的貢献活動を行う。

5 学生生活支援等

成績優秀者等への学校表彰、学生生活に関する指導等の学生支援を進める。

また、教育研究、就職対策等の実施に当たり、企業、地方公共団体等との連携を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収支の均衡

適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2 業務内容の効率化を反映した予算計画の策定と遵守

「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

3 授業料収入等の安定確保

学生定員の充足に努め、授業料収入の安定確保を図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

(1) 人員計画

中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含

む。)を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。

(2) 人材の確保

教育職員の採用は選考によるものとし、また、国、大学、他の独立行政法人、民間研究機関等との人事交流を行う等により、中期目標達成に必要な人材を確保する。

2 情報の公開と保護

公正で透明性の高い法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。

3 環境対策・安全管理の推進

大学校の活動に伴う環境への影響に十分配慮するとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。さらに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。